

2021 年 6 月 1 日 NO.304	<b>京浜ユニオン ニュース</b>	<b>労働組合京浜ユニオン</b> 〒144-0051 東京都大田区西 蒲田 4 丁目 32-9 電話・FAX 03-6885-9380 振込口座 中央労働金庫蒲田 支店 8655997 京浜ユニオン
-----------------------------	------------------------	---

## 学生支援機構への抗議行動 6 回へ

5 月 26 日、5 回めの抗議行動を展開した。支援機構は相変わらずの音無し。

T さんは日本学生支援機構で、電話オペレーターとして働いていましたが、昨年 8 月の業務開始直後から、直接の上司に当たるコールのリーダーから放ったらかし、同僚からは無視を受けて、仕事に必要なやり取りも少なく、備品もなかなか与えてもらえない中、ついに今年 1 月末で雇い止めにあいました。

このような雇い止めには納得が行かないので、機構側に謝罪と再契約を求めています。どうかご支援をお願いします。

《機構は最初から派遣社員の扱いに差をつけていた》

8 月の勤務開始直後から受電部門のリーダーは派遣社員の中でよく話す人と話さない人を分けました。「お気に入り」以外のスタッフはほぼ放ったらかしという状態でした。

《機構は雇い止め理由をこっそり集めていた》

また同僚に挨拶しても無視されたり、リーダーがこっそりと T さんのパソコンを見ていたり、T さんを妨害する目的があったのではないかと疑惑を抱いています。そうやって、受電件数が少ないなどの雇い止め理由を、機構は密かに集めていました。

《数々の妨害、いじめを繰り返しながら謝罪しない、態度が変わらない機構》

機構側が数々のいじめ行為を反省せず、変わろうとせず、T さんを雇い止めにした事は、絶対に許せません。また納得が行きません。

機構と 2 回の団交をしましたが、それ以後面談で団体交渉を拒否してきました。「T 氏個人とは契約を行っておりません。本件について、本機構で回答を行うことはできません」と契約の更新と回答を拒否してきています。

6 月 2 日(水)午後 4 時から 学生支援機構前で 6 回めの抗議行動を予定。

6 月 2 日(水)午後 5 時半から

派遣元企業トライアットリソースとの団交を予定

# 東京互光 懲戒処分予告に対して闘う

## 6月2日社前抗議ビラ配布予定

去る5月28日日本社4階で開かれた第9回団体交渉の席で、会社側(東京互光)が提示してきた「雇用契約書」につき組合側の落ち度で締結の意思を以前の団交で表した。しかし、改めて書面の細目を確認したら会社側に都合が良く・内容が高圧的であった。未解決の団交議題が「雇用契約書のその他の欄」に差し込んできていた。そのため、会社側が出してきた「雇用契約書」にはサイン・捺印できない旨を伝えた。

それに対し、会社側はそれをネタにユニオン側に対し“署名しないのなら今後の団交は雑談にしかならない”と恫喝し、ユニオン側からの要求申し入れを全て拒絶し今後の諸問題解決に応じる気が全くない態度を暗にしめしてきた！！

さらにその席上、ビル管理事業部本部長から「業務日誌」「作業予定表」を出さなければ“**注意指導**”や“**懲戒の対象として処分**”を行うと高圧的に言い放った。

また現場移動毎の「写メール」の本部長宛への日々の送信を6月4日迄に行わないのであれば「懲戒処分を含む処分」を行うと一方的に通達してきました。

\*これは正に、考えられない会社側の暴挙そのものです！！

そもそも、「業務日誌」「作業予定表」は、本部長宛に出していた。しかし僕に無断で本部長が勝手にいろんな部署や関係無い社員に僕の「作業予定表」や「業務日誌」を送っていた。

その事実が発覚した後の団交の場で会社側(本部長)がそのような現場担当者以外の社員に、僕の情報を流す事を今後ほしくない。と一筆入れて確約しない限り「業務日誌」は本部長には送らないと条件を出しましたが、本部長がその提案を拒否したので、それらの提出は保留している現状です。

また「作業予定表」は現場担当者のみが予定を知ればよい事より「本部長」・「西支店」「中央支店」の3パターンに分けてここ数か月送っていました。

後、「写メール」送信に関しては、現場移動するのは僕だけでないにも拘わらず僕(有馬)に対して会社側(本部長)は要求してきており、僕としてはビル管理事業部で日常の業務で現場移動を行っている社員(主にフロント社員)も同様に「写メール」を本部長宛に送らせるのであれば、僕も従いますが、僕に「写メール」送信義務を果すのであれば拒否する旨を団交等通じ再三再四主張してきました。

(\*参考として、東京都労働情報センターの意見は、特定個人だけに会社が業務命令を発したものに関しては個人として拒否できるとの見解)

会社があくまで処分を強行するなら、断固闘う意思を表明します。

# 退職金の不足分と作業手当の支払いを求めて

私はある〇〇企業で 20 年以上働き、その後嘱託として 5 年働き、今年からパートとして働いています。私が働いている企業には、それぞれの時期に退職金制度があります。社員としての退職金をごまかされることなくきちんともらいました。今回嘱託時の退職金に誤差が生じているので会社に何回も是正するように申し入れましたが、一向にまともに対応しようとしません。又、嘱託時の職場作業手当が支払われていませんので、支払いを 5 年前から求めています、一向に支払いません。制度として就業規則にも載っていて、尚、同一職場で支払われている人と支払われていない人がいて不平等が生じているのに会社は、一切矛盾に答えようとしません。仕方ないので団交を通して是正するように申し入れました。

一つの問題は、会社があるときいきなり賃上げ分を基本給と、調整給とに分けてきたことに始まります。ちょうど私が嘱託になった半年後くらいに会社はこっそりと何の説明もなく一方的にそれまでの慣例にはない方法で、誰とも合意のないまま不利益変更をしてきました。普段は何も不都合はないのですが、退職時に、退職金が減るという不利益が生じてしまうことがわかりました。

もう一つは嘱託と同時に異動した職場で、以前からその職場で支払われていた作業手当が、異動した人から順に支払われていないという問題です。現在、制度があつて、職場で手当をもらっている人とももらっていない人が生じて不公平が発生しています。

どちらも制度はあるが、会社の一方的な勝手な都合変更で支払わなくなっていることは、就業規則違反であり、労働契約法違反です。制度は先輩と会社が作ってきた大事な制度です。会社の一方的な解釈変更で変更することはできません。支払いを求めてさらに闘うつもりです。支援よろしくお願ひします。

6 月 8 日午後 5 時半で団体交渉を申し入れました。

## 京浜ユニオン 6 月の日程

3 日(木)例会	午後 6:30 西蒲田事務所
17日(木)運営委員会	午後 6:30 西蒲田事務所
25日(金)憲法連続学習会	午後 7:00 西蒲田事務所

# 韓国サンケン労組支援闘争を埼玉県警が弾圧 支援者 1 名の不当な逮捕と起訴を弾劾する！ 反撃を！

5月10日、「韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会」がサンケン電気本社前で行った月曜行動で警察が尾澤孝司さんを不当逮捕した。容疑は警備員に対する「暴力行為」。市民の会が会社に話し合いでの解決を要請している最中に警備員の一人が突然「痛い！痛い！」などと叫び声をあげて警察に通報。新座警察署の警察官ら十数人が準備していたかのように素早く駆け付け、ビデオを確認したとして不当逮捕したのだ。抗議行動をつぶすためにサンケン電気が警察とグルになって仕組んだ「計画された弾圧」だ。民主主義も人権もずたずたに踏みにじる暴挙だ。絶対に許せない。

20日には勾留理由開示裁判が開かれたが、横柄な態度の裁判長は「事件」の詳細を把握していないことが分かった。ずさんすぎる。

21日、尾澤さんの自宅と韓国サンケン労組を支援する会の事務所に家宅捜索が入った。自宅にはお連れ合いがいたが、病気でフラフラの状態のため、友人を呼ぶから待つてほしいとの要望を埼玉県警は無視し、ドアのカギを二つも壊して乱入。持参の弁当を現場で食らうというありえない厚顔無恥ぶりを発揮しながら6時間も捜査を続けた。

取り調べは新座警察署ではなく埼玉県警本部の公安が行っている。また、取り調べの内容も、支援する会とは何か、誰が、どの団体が参加しているのか、など「事件」とは関係のないものばかりだ。単なる事件への対応ではない。戦前の特高警察と同じ、そして近年では関西生コン労組に対する労組壊滅を狙った弾圧と同じ、労働運動に対する政治弾圧だ。

反撃はすぐさま始まった。逮捕当日、拘留先の新座警察署に、抗議行動を終えた仲間たちが弾劾行動。これはその後も本社前行動のある日に続いた。13日には韓国サンケン労組の上部団体の金属労組が釈放を求める嘆願書をさいたま地裁に発送。。28日、民主労総が即時釈放を求める声明を発表。また、韓国の与党「共に民主党」所属の国会議員41人がさいたま地方検察庁と駐韓日本大使館を通じて外務省・厚生労働省とサンケン電気株式会社に釈放を嘆願書を発送した。

ところが31日、さいたま地方検察庁は「暴行」に「威力業務妨害」まで追加して起訴した。ありえない暴挙だ。断固として抗議する。同日、埼玉市民の会と支援する会は連名で抗議声明を発表した。「国際連帯を更に強め、日韓労働者・市民の連帯で、一日も早く、尾澤さんの釈放を勝ち取りたいと思います。サンケン電気は、6月の株主総会までに、この韓国サンケンの闘いをつぶそうとしたのだと思いますが、支援の輪は広がっています。さらに広げて、韓国サンケンの廃業・解雇を撤回させましょう！」

その通りだ！ 資本の横暴と警察権力の弾圧を許さず、韓国労働者と結びつき、勝利するまで闘い続けよう。

裁判費用カンパ送付先は、ゆうちょ銀行 記号10140 番号54433981  
「韓国労働者とむすぶ会」(他銀行からの送金は018 普通口座 543398)

# 「憲法を学ぼう！」学習会第一弾 5月28日

## 日本国憲法の正当性について

国会で憲法改正の前段となる国民投票法改正案が5月11日に衆院本会議で可決されましたが、自民党の憲法改正の本当のねらいは何か？ そもそも憲法とは何か？を基礎から学ぼうとタイムリーな学習会を企画しました。

連続3回シリーズの1回目として5月28日(金曜日)に組合事務所で夕方6時半より、組合員の檜村さんが講師となり【日本国憲法の正統性について】「あなたは、現憲法の正統性を説明できますか？」のタイトルで参加者に、わかりやすく、詳しいレジメが配られて憲法について一時間ほど熱弁がありました。

まず憲法を理解するには「ポツダム宣言」(全13条)の理解が必須と強調し、日本は1945年(昭和20年)8月14日に米国、英国、中国の三国が提案した「ポツダム宣言」を受諾した。この受諾によって法的に一種の革命(八月革命説)があったと見ることができる。この革命により、明治憲法の天皇主権は否定されると共に、国民主権が成立したこと。ポツダム宣言は、連合国が日本に対して行った一方的な命令ではなく、連合国と日本の双方を拘束する一種の休戦条約の性格を有するもので、この休戦条約は内容的には、民主主義の確立(国民主権、基本的人権の尊重)、軍国主義の除去(平和主義)、平和産業の確保(平和主義)で日本国憲法の3大要素(国民主権、基本的人権の尊重、平和主義)が包含されている。従って、日本国憲法の原点(正統性)はポツダム宣言にあると言える。

立憲主義は国家権力を制限して、広く国民の権利や自由を保障する。具体的には、国家権力は憲法に規制され、国民は国家権力に法律をもって規制される関係になる。

戦争放棄条項は誰から出たか？では、時の首相の幣原喜重郎が「天皇の戦争責任」を免れるために提案したとする説が有力であるとのこと。他、押しつけ憲法論、五日市憲法の話もあり、多岐にわたり深掘した内容でした。講演後、参加者の質疑、意見等で充実した学習会となりました。 松下

次回予定は6月25日(金曜日)午後6時半より  
「自民党改正草案」 講師 松下

## ユニオン行動日程

日時	場所	取り組み
6月3日(木) 7:00～13:00	サンケン電気 本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(7:00 志木駅前集合、7:15 サンケン電気本社前、9:00 志木駅前、12:00 サンケン電気東京事務所前)
6月9日(水) 9:00～10:00	米国商工会議 所前	ユナイテッド闘争団 米国商工会議所前行動 (日比谷線神谷町1番出口より徒歩10分)
6月10日(木) 7:00～13:00	サンケン電気 本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
6月17日(木) 7:00～13:00	サンケン電気 本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争(同上)
6月25日(金)	サンケン電気 本社前など	韓国サンケン労組不当解雇撤回闘争 サンケン電気株主総会弾劾
6月26日(土) 14:30～	成田空港第一 ターミナル駅	ユナイテッド闘争団 成田空港就労要請行動

★日本学生支援機構への抗議行動は今後毎週続けます。日にちはそのたび毎に決定します。ご協力よろしくお願ひします。



5月10日不当逮捕直後のサンケン電気本社前(出所:フェイスブック「韓国サンケン労組を支援する会」)

# 労働と貧困 2021 年 4 月(出所は朝日・毎日)

3 日 今春闘では、中小企業でも厳しい交渉が続いている。自動車や電機など製造業の労働組合でつくる金属労協が 2 日発表した 3 月末までの回答によると、基本給の水準を底上げするベースアップ(ベア)を得た中小企業(組合員 300 人未満)の組合数は前年より約 3 割減った。ただ、回答額の月平均は中小企業が大企業を 5 年連続で上回った。

6 日 長崎市に住む日本郵便の契約社員 4 人が、待遇に正社員との格差があるとして同社に差額分の支払いを求めた訴訟が長崎地裁で和解した。3 月 30 日付。同社が扶養手当などにあたる解決金として 4 人に計約 131 万円を支払う。契約社員ら計 154 人が昨年 2 月に全国 7 地裁に起こした集団訴訟の一つで、和解は初めて。

7 日 生活保護の利用申請の増加傾向が続いている。2 度目の緊急事態宣言が出た 1 月の申請は 2 万 61 件で前年同月比 7.2% 増となり、昨年 9 月から 5 カ月連続で前年同月を上回った。新型コロナウイルスの感染急増による厳しい経済状況を反映している。厚生労働省が発表した。

8 日 厚生労働省は昨年 2 月から集計してきた新型コロナウイルスの影響による解雇や雇い止め(見込みを含む)の累積が 10 万人を超えたことを明らかにした。今年 3 月の件数が約 9 千人と前月の約 1.7 倍に膨らんだため、企業のリストラが年度末に集中したという見方が出ている。

9 日 警察庁は 3 月の自殺者数を発表した。速報値では 1925 人で、昨年の 3 月から 167 人(9.5%) 増えた。特に女性は 3 割近く増え、10 カ月連続で前年の同じ月を上回った。

12 日 外食チェーン「ラーメン山岡家」の男性店長が 49 歳で脳内出血を発症し、後遺症を苦しめ約 1 年半後に自殺したことについて、労災認定されていたことがわかった。遺族らが記者会見して明らかにした。

13 日 厚生労働省は新型コロナのワクチン接種に限り、派遣会社から医療現場への看護師派遣を全国で解禁する方針を決めた。注射を打つ看護師が不足する自治体の要望に応える。医療現場への労働者派遣がなし崩し的に広がらないか、警戒する声も出ている。

16 日 強制退去処分を受けた外国人が施設に長期間収容されている問題を解消するとして提出された出入国管理法改正案の審議が衆院本会議で始まった。難民認定の申請中は送還しないとの規定を見直し、3 回目以降の申請で相当な理由がない場合は送還できるようにする内容だが、野党から疑問視する声が続いている。

20 日 新型コロナウイルスの影響によるリストラは解雇権の乱用だとして、米ユナイテッド航空の元客室乗務員 83 人が同社に対し、労働者としての地位確認や賃金支払いを求める訴えを東京地裁に起こした。「会社は解雇を回避する努力や、納得を得るための誠実な協議をしていない。解雇は無効だ」と主張している。

22 日 長時間労働が課題となっている中央省庁に勤める国家公務員に 3 月の残業代について聞いたところ、回答者の約 3 割が「適切に支払われていない」としていたことがコンサルティング会社「ワーク・ライフバランス」(小室淑恵代表)の調査で分かった。

23 日 通常は労災の対象にならないとされる企業の取締役について、労働保険審査会が労働者性を認め労働基準監督署の不支給決定を取り消していたことが、明らかになった。労災と認定された男性(60)の代理人を務める弁護士が記者会見した。弁護士によると、取締役の労働者性が認められたのは極めて珍しい。

27 日 新型コロナ禍で、約 4 割の人が年収減を実感している。そんな調査結果を明治安田生命がまとめた。足もとでは東京や大阪などに 3 度目の緊急事態宣言が出され、家計の状況は一段と厳しさを増しそうだ。

30 日 厚生労働省が発表した 2020 年度平均の有効求人倍率は 1・10 倍となり、前年を 0・45 ポイント下回った。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたもので、下げ幅は石油危機の影響があった 74 年度以来、46 年ぶりの大きさとなった。総務省が発表した 20 年度の完全失業率は 2・9%で、前年度に比べ 0・6 ポイント上昇した。同日発表された 3 月単月の有効求人倍率(季節調整値)は 1・10 倍で、前月に比べ 0・01 ポイント上昇した。厚労省は「3 月に緊急事態宣言が解除されて求人が増えた」としている。総務省によると、3 月単月の完全失業率(季節調整値)は 2・6%で、前月より 0・3 ポイント低下した。

29 日 連合は第 92 回メーデー中央大会を昨年に続きオンラインで開催した。東京の会場と全国の地方連合会や加盟労組をつなぎ、約 3000 人が視聴した。神津(こうづ)里季生(りきお)会長は「新型コロナウイルス禍の難局にある今こそ、働く仲間寄り添い、労働組合の役割を発揮しよう」と呼び掛けた。

30 日 コロナ禍は女性にとりわけ大きな影響を与えている——。そう指摘する報告書を政府の有識者研究会がまとめた。ジェンダー格差が大きい日本の社会構造が背景にあると指摘し、いまだに根強い「女性の収入は家計の補助」という考えを改めるときだと訴えている。